

令和7年度

水防計画

坂戸市

目 次

- 第 1 章 総則
 - 1.1 目的
 - 1.2 用語の定義
 - 1.3 水防の責任等
 - 1.4 水防計画の作成及び変更
 - 1.5 安全配慮
- 第 2 章 水防組織
- 第 3 章 重要水防箇所
- 第 4 章 予報及び警報
 - 4.1 気象庁が行う予報及び警報
 - 4.2 洪水予報河川における洪水予報
 - 4.3 水防警報
- 第 5 章 水位等の観測、通報及び公表
 - 5.1 水位の観測、通報及び公表
 - 5.2 雨量の観測及び通報
 - 5.3 水位等の通報系統図
- 第 6 章 気象予報等の情報収集
- 第 7 章 通信連絡
 - 7.1 通信連絡系統
 - 7.2 災害時優先通信の取扱い
- 第 8 章 水防施設及び輸送
 - 8.1 水防倉庫及び水防資器材
 - 8.2 輸送の確保
- 第 9 章 水防活動
 - 9.1 水防配備
 - 9.2 巡視及び警戒
 - 9.3 水防作業
 - 9.4 緊急通行
 - 9.5 警戒区域の指定
 - 9.6 避難のための立退き
 - 9.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置
 - 9.8 水防配備の解除
- 第 10 章 協力及び応援
 - 10.1 河川管理者の協力及び援助

10.2 下水道管理者の協力

10.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

10.4 警察官の援助要求

10.5 自衛隊の派遣要請

10.6 国（河川事務所、地方気象台等）との連携

10.7 住民、自主防災組織等との連携

第11章 費用負担と公用負担

11.1 費用負担

11.2 公用負担

第12章 水防報告等

12.1 水防記録

12.2 水防報告

第13章 水防訓練

第1章 総 則

1.1 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、埼玉県知事から指定された指定水防管理団体たる坂戸市（以下「市」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、市の地域にかかる河川の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1.2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

（7）量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

埼玉県の水防計画で定める量水標管理者は、同県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

埼玉県内の水位観測所一覧は、資料1のとおりであり、本市が関係する水位観測所は、第5章 5.1（1）に掲載される9箇所となっており、その全てについて国が管理を行っている。

（8）水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第 36 条第 1 項）。

なお、令和 7 年 4 月 1 日現在、本市内には水防協力団体はない。

（9）洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項、気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）。

（10）水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第 2 条第 8 項、法第 16 条）。

（11）水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第 13 条）。

（12）水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

（13）水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第 12 条第 1 項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第 12 条第 2 項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 洪水特別警戒水位

法第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(18) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等の際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(19) 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

(20) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第 15 条の 6）。

1.3 水防の責任等

水防に係る各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

(1) 都道府県の責任

都道府県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任

を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ②水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- ⑦量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項）
- ⑨洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑪都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬水防信号の指定（法第20条）
- ⑭避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ①水防団の設置（法第5条第1項及び第2項）
- ②水防に関する水防団及び消防機関の所轄 ※（法第5条第3項）
- ③水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ④平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ⑤水位の通報（法第12条第1項）
- ⑥浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑦避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑧避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15

条の3)

- ⑨浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑩予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑪水防団及び消防機関の出動準備又は出動 ※（法第17条）
- ⑫緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑬警戒区域の設定（法第21条）
- ⑭警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑮他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑯堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑰公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑱避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑲水防訓練の実施（法第32条の2）
- ⑳（指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ㉑（指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉒水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉓水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉔水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉕水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉖消防事務との調整（法第50条）

※水防法第5条第3項では、「水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。」と規定されているが、「所轄の下に」とは、具体的な指示命令権はないが、全体的統制の下に入るという意味である。

(3) 国土交通省の責任

- ①洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ②量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑦水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨特定緊急水防活動（法第32条）

⑩水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第 40 条）

⑪都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第 48 条）

（４）河川管理者の責任

①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第 22 条の 2）

②水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第 15 条の 12）

（５）気象庁の責任

①気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第 10 条第 1 項、気象業務法第 14 条の 2 第 1 項）

②洪水予報の発表及び通知（法第 10 条第 2 項、法第 11 条第 1 項並びに気象業務法第 14 条の 2 第 2 項及び第 3 項）

（６）居住者等の義務

①水防への従事（法第 24 条）

②水防通信への協力（法第 27 条）

（７）水防協力団体の義務

①決壊の通報（法第 25 条）

②決壊後の処置（法第 26 条）

③水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

④津波避難訓練への参加（法第 32 条の 3）

⑤業務の実施等（法第 36 条、第 37 条、第 38 条）

1.4 水防計画の作成及び変更

（１）水防計画の作成及び変更

水防管理者は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、坂戸市水防協議会に諮るとともに、埼玉県知事に届け出るものとする。

また、水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

（２）水防協議会の設置

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くこととする。

市水防協議会に関し必要な事項は、法第 34 条に定めるもののほか、坂戸市水防協議会条例で定めるものとする。

(3) 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、本計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

1.5 安全配慮

洪水等において、水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防活動に従事する者の安全は確保しなければならない。

水防活動は、ライフジャケットを着用し、原則として複数人で行う。また、最新の情報を入手可能な状態で実施する。

総指揮者又は現場指揮者は、現場状況の把握に努め、水防活動に従事する者の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

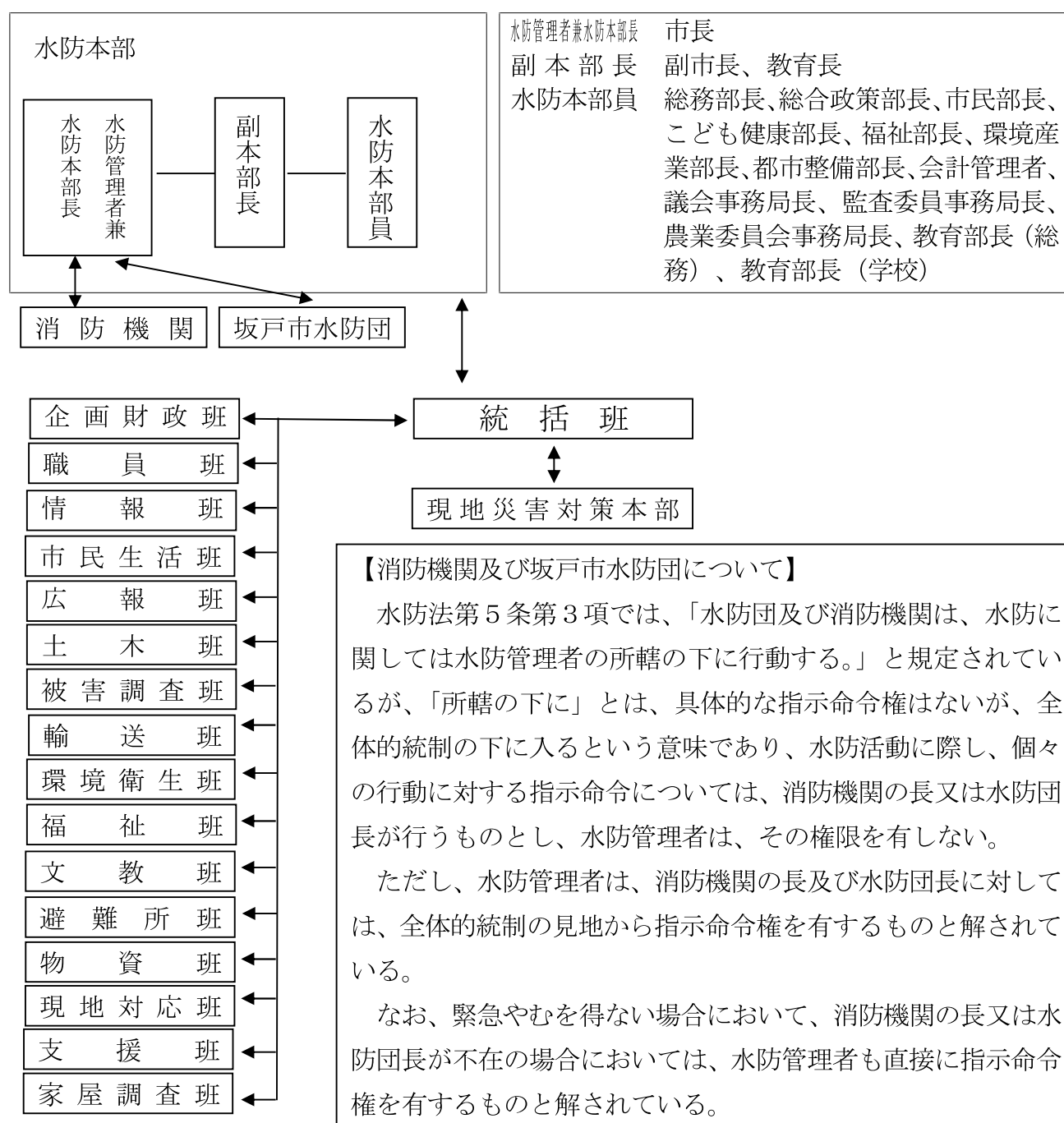
第2章 水防組織

坂戸市の水防組織

水防に係りのある警報・注意報等の発表又は地震等の発生等により、洪水等のおそれがあると認められるときから洪水等のおそれがなくなると認められるときまでの間、又は必要に応じて水防本部を設置した時は、次の組織で事務を処理する。

ただし、災害対策本部が設置されたときは、同本部の一部として編入され、その事務を処理する。

また、市役所の各課は、業務継続・職員行動計画及び同マニュアルで災害時の応急対策を行うための班にわかれており、各班の担当部署及び活動内容については、資料2のとおりである。



第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国管理河川における重要水防箇所の設定基準は、資料3－1のとおりであり、市内の設定箇所及び氾濫した場合に氾濫水が市内に到達する設定箇所は、資料3－2のとおりである。

また、埼玉県の設定箇所は、資料3－3のとおりである。

第4章 予報及び警報

4.1 気象庁が行う予報及び警報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、熊谷地方気象台長から、その状況を関東地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき ①表面雨量指数基準が10以上と予想される場合 ②土壌雨量指数（※1）基準100以上と予想される場合
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき ①表面雨量指数基準が25以上と予想される場合 ②土壌雨量指数基準154以上と予想される場合
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき ①大谷川流域の流域雨量指数（※2）基準10.3以上と予想される場合 ②飯盛川流域の流域雨量指数基準7.7以上と予想される場合 ③葛川流域の流域雨量指数基準5.8以上と予想される場合
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき ①大谷川流域の流域雨量指数基準12.9以上と予想される場合 ②飯盛川流域の流域雨量指数基準9.7以上と予想される場合 ③葛川流域の流域雨量指数基準8.8以上と予想される場合

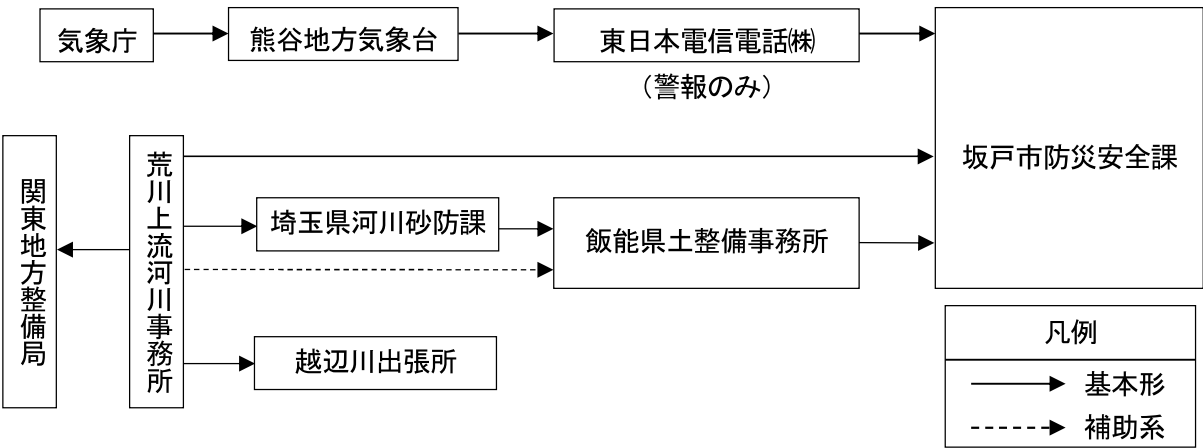
※1 土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中にたまっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予測をもとに、1

km 四方の領域ごとに算出する。

※2 流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる流域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予測をもとに、1 km 四方の流域ごとに算出する。

(2) 警報等の伝達経路及び手段

①洪水等の場合



4.2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 種類及び発表基準

埼玉県知事が国土交通大臣の指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

また、避難情報発令の判断に資するため、大臣が指定した河川については大臣から、知事が指定した河川については埼玉県知事から、関係市町村長にその通知に係る事項を通知する。

なお、本市が関係する洪水予報河川は、国管理河川の荒川、入間川、小畔川、越辺川、都幾川、高麗川である。

発表する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおりである。

種類	発表基準
氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき

氾濫注意情報 (警戒情報解除)	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

(2) 国が行う洪水予報

①洪水予報を行う河川名、区域

予 報 区域名	河川名	区 域		標 準 水 位 観 測 所	水 防 団 待 機 水 位 (m)	氾 濫 注 意 水 位 (m)	避 難 判 断 水 位 (m)	氾 濫 危 険 水 位 (m)
荒 川	荒 川	左 岸	深谷市荒川字下川原 5 番の 2 地先から海（旧川を除く） まで	熊 谷	3. 00	3. 50	5. 00	5. 50
		右 岸	大里郡寄居町大字赤浜字後 古沢 218 番の 18 地先から海 （旧川を除く） まで					
入間川 ・ 小畔川	入間川	左 岸	川越市大字的場字飛樋下 1563 番の 1 地先から荒川へ の合流点まで	小ヶ谷 菅 間	2. 00	2. 50	3. 10	3. 50
		右 岸	川越市大字池辺権現脇臺 1057 番の 2 地先から荒川へ の合流点まで		7. 00	8. 00	11. 50	12. 00
	小畔川	左 岸・ 右 岸	川越市大字吉田字下河原添 608 番地の 2 地先から東武 鉄道東上線鉄道橋上流端から 越辺川への合流点まで	八幡橋	3. 00	3. 50	3. 60	4. 20
越辺川 ・ 都幾川 ・ 高麗川	越辺川	左 岸	鳩山町大字赤沼字天神下 57 番の 2 地先から入間川への 合流点まで	入 西 高坂橋 天神橋	2. 00	3. 00	3. 00	3. 20
		右 岸	毛呂山町大字苦林字清水 346 番地先から入間川への 合流点まで		3. 00	3. 50	4. 10	4. 60
	1. 50				2. 10	2. 50	2. 90	
	都幾川	左 岸	東松山市大字石橋字川原山 2 番の 1 地先から越辺川へ の合流点まで	野 本	2. 00	3. 50	4. 50	5. 00
		右 岸	東松山市大字下唐子字榎町 83 番の 3 地先から越辺川へ の合流点まで					
	高麗川	高麗川	左 岸	坂戸市大字森戸字市前 1163 番地先から越辺川への合流 点まで	坂 戸	1. 00	1. 50	2. 80
右 岸			坂戸市大字森戸字赤城 847 番地先から越辺川への合流 点まで					

②洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
荒川	国土交通省関東地方整備局、気象庁大気海洋部
入間川・小畔川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台
越辺川・都幾川・高麗川	荒川上流河川事務所、熊谷地方気象台

③洪水予報の発表形式

発表形式は、資料４－１のとおり。

④洪水浸水想定区域

予報区域名	洪水浸水想定区域
荒川	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、蓮田市、幸手市、吉川市、伊奈町、川島町、吉見町、宮代町、白岡市、杉戸町、松伏町、三芳町、寄居町、深谷市、三郷市、 <u>坂戸市</u>
入間川・小畔川	さいたま市、川越市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、 <u>坂戸市</u> 、ふじみ野市、川島町
越辺川・都幾川・高麗川	川越市、東松山市、 <u>坂戸市</u> 、鶴ヶ島市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町

⑤洪水予報の伝達経路及び手段

水防法に基づく洪水予報の伝達経路及び手段は、資料４－２のとおり。

4.3 水防警報

4.3.1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

4.3.2 洪水時の河川に関する水防警報

(1) 種類及び発令基準

埼玉県知事が国土交通大臣の指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は埼玉県知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に係りのある機関に通知する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

（２）国土交通省が行う水防警報

①水防警報を行う河川名、区域

河川名	観測所名	区域
越辺川	入西	左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下 57 番の 2 地先から入間川合流点まで
		右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水 346 番地先から入間川合流点まで
	高坂橋	左岸 高麗川合流点から都幾川合流点まで
		右岸 高麗川合流点から都幾川合流点まで
	天神橋	左岸 都幾川合流点から入間川合流点まで
		右岸 都幾川合流点から入間川合流点まで

高麗川	坂戸	左岸 埼玉県坂戸市大字森戸字市前 1163 番地先から 越辺川合流点まで 右岸 埼玉県坂戸市大字森戸字赤城 847 番地先から 越辺川合流点まで
-----	----	---

②水防警報の対象となる基準観測所

河川名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
越辺川	入 西	埼玉県 坂戸市 大字沢木	2.00	3.00	3.00	3.20	3.99
	高坂橋	埼玉県 坂戸市 片柳	3.00	3.50	4.10	4.60	4.87
	天神橋	埼玉県 坂戸市 赤尾	1.50	2.10	2.50	2.90	3.67
高麗川	坂 戸	埼玉県 坂戸市 大字上吉田	1.00	1.50	2.80	3.40	4.14

③水防警報の担当官署

河川名	観測所名	担当官署
越辺川	入 西	荒川上流河川事務所
	高坂橋	
	天神橋	
高麗川	坂 戸	

④水防警報の発表形式

発表形式は、資料４－３のとおり。

⑤水防警報の伝達経路及び手段

水防警報の伝達経路及び手段は、資料４－４のとおり。

第5章 水位等の観測、通報及び公表

5.1 水位の観測、通報及び公表

(1) 水位観測所

坂戸市が関係する水位観測所は、国管理の水位観測所が9箇所ある。

河川名	観測所名	観測所所在地	所管事務所
荒 川	熊 谷	熊谷市榎町	荒川上流河川事務所
入間川	小ヶ谷	川越市小ヶ谷	荒川上流河川事務所
入間川	菅 間	川越市鹿飼	荒川上流河川事務所
小畔川	八幡橋	川越市名細	荒川上流河川事務所
越辺川	入 西	坂戸市沢木	荒川上流河川事務所
越辺川	高坂橋	坂戸市片柳	荒川上流河川事務所
越辺川	天神橋	坂戸市赤尾	荒川上流河川事務所
都幾川	野 本	東松山市下押垂	荒川上流河川事務所
高麗川	坂 戸	坂戸市上吉田	荒川上流河川事務所

(2) 水位の通報

水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがあることを自ら知り、又は洪水予報の通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(3) 水位の公表

量水管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位状況を、次の方法で公表しなければならない。

ア 公表の開始

水位が上昇して氾濫注意水位（警戒水位）に達したときから開始する。

イ 公表の終了

水位が下降して氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったときに終了する。

ウ 公表の方法

次の方法で水位状況を公表する。

川の防災情報（国土交通省）

パソコン版・スマートフォン版（<https://www.river.go.jp/portal>）

埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

パソコン版（<http://suibo.saitama-river.info>）

スマートフォン版（<http://suibo-mt.saitama-river.info>）

5.2 雨量の観測及び通報

(1) 雨量観測所

県内の雨量観測所は、県管理の雨量観測所が98箇所（うち、ダム4箇所）ある。

また、国土交通省管理の雨量観測所が 3 2 箇所、気象庁管理の雨量観測所が 1 4 箇所ある。

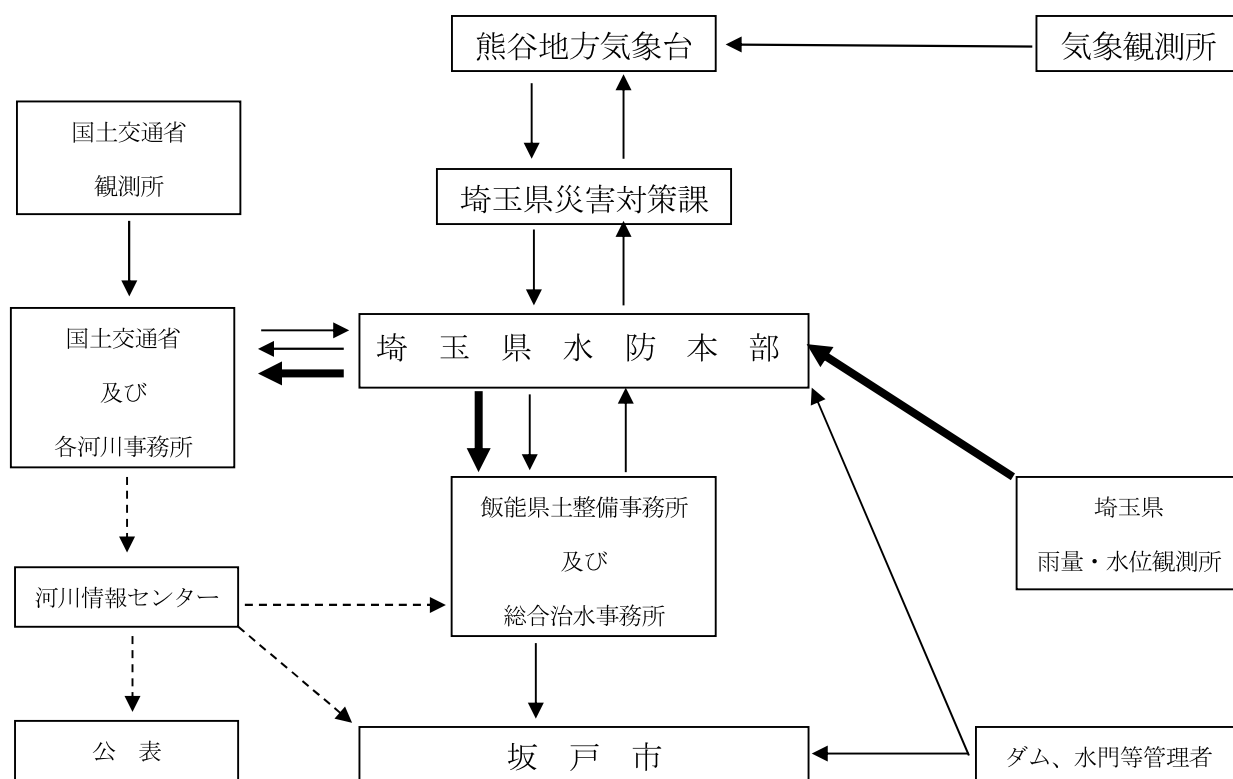
(2) 雨量の公表

川の防災情報（国土交通省）

埼玉県版川の防災情報（埼玉県）

スマートフォン版 (<http://suibo-mt.saitama-river.info>)

5.3 水位等の通報系統図



- | | |
|-------|----------------------------------|
| —— | メール等による伝達 |
| —— | 埼玉県統一水防情報システム（埼玉県川の防災情報） |
| ----- | HP「川の防災情報」（統一河川情報システム）による補助的伝達系統 |

第6章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 (<https://www.jma.go.jp/>)

(2) 雨量・河川水位

川の防災情報 (国土交通省)

パソコン版・スマートフォン版 (<https://www.river.go.jp/portal>)

(3) 土砂

埼玉県土砂災害警戒情報システム

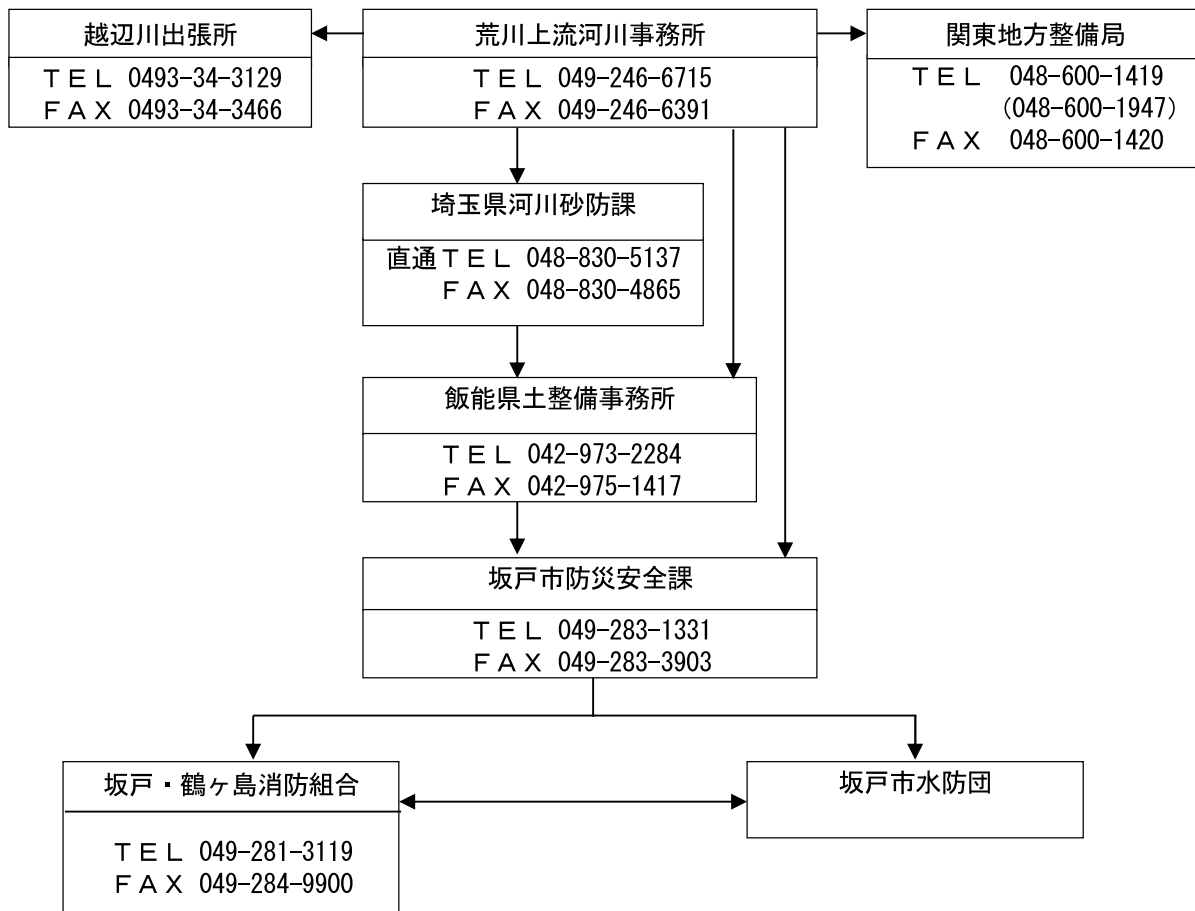
パソコン・スマートフォン (<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/>)

携帯電話 (<http://keikai.dosyabousai.pref.saitama.lg.jp/mobile/>)

第7章 通信連絡

7.1 通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。



7.2 災害時優先通信の取扱い

災害等により電話が混み合った場合には、発信規制や接続規制といった通信規制（大規模災害時は約 90%以上の制限が行われることがある）が行われるため、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続が困難となる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は法第 27 条第 2 項及び電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条第 1 項に基づき、災害時優先通信を利用することができる。

利用にあたっては、電気通信事業者へ事前の申し込みが必要となるため、必要な電話回線をあらかじめ登録しておくとともに、どの電話機が災害時優先通信を利用できるのかをわかるようにしておく。

なお、本市の災害時優先通信を利用できる電話機の電話番号は、049-283-1302 である。

第8章 水防施設及び輸送

8.1 水防倉庫及び水防資機材

(1) 施設の器具、資材の設備基準は次のとおりである。《県標準資機材表参照》

器具	のこぎり	掛矢	シヨベル	照明具	斧	鎌
	4本	10丁	30丁	3個	5丁	10丁
資材	土のう袋	シート	ロープ	木材(杭)	竹	予備土
	600枚	100枚	200kg	4本	15本	若干

※1 水防管理者は、整備基準に準拠し整備に努めるものとする。

2 水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は都道府県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省河川事務所長又は所管県土整備事務所長に電話にて承認を受けるものとする。

(2) 水防備蓄資機材（令和7年4月1日現在）

坂戸市水防倉庫（坂戸市千代田）

器具	のこぎり	掛矢	シヨベル	照明具	斧	鎌	運搬具
	20本	14丁	68丁	30個	3丁	13丁	2個
資材	フルコン土のう袋	シート	ロープ	木材(杭)	竹	予備土	パイプ
	13,455枚	140枚	200kg	4本	15本	若干	5本

8.2 輸送の確保

非常の際、資器材、作業員その他の輸送を確保するため、市町村内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定して輸送経路図を作成して飯能県土整備事務所長に提出

しておくものとする。

- ・ 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図
- ・ 万一に備えた多角的輸送路の選定図

第9章 水防活動

9.1 水防配備

(1) 市の非常配備

市は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水等のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、配備職員の安全確保を図らなくてはならない。

配 備 体 制		配 備 基 準
事前準備		台風や集中豪雨等により、大雨のおそれがある場合 (土のう作成・運搬車両への積込み、水害常襲地に設置)
警戒体制	情報収集体制	・災害が発生又は発生が予測される場合(台風直撃予報、線状降水帯直撃予報、大雨警報発表、洪水注意報発表等)
	準警戒体制	・「大雨警報」・「洪水注意報」のいずれかが発令・発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」・「線状降水帯発生情報」のいずれかが発表又は発表される可能性が高い場合 ・市として市民等への対応(問合せ対応や一時避難所の開設等)が必要となる場合 ・水位観測所※において水防団待機水位に到達した場合
	警戒体制第1配備	・大規模災害の発生が予測される場合(大型かつ強い勢力以上の台風直撃等) ・洪水警報が発表された場合等、市として独自に情報収集、連絡を行う必要がある場合 ・水位観測所※において氾濫注意水位に到達した場合
	警戒体制第2配備	・軽微な被害が発生し、応急的な対応、被害状況を把握し、非常体制に向けた取組が必要な場合 ・水位観測所※において避難判断水位に到達した場合
災害対策本部設置体制	非常体制第1配備	・被害が発生し、拡大のおそれがある場合 ・相当規模の災害の発生が予想される場合 ・県内に気象等に関する特別警報が発表された場合 ・水位観測所※において氾濫危険水位に到達した場合又は到達するおそれがある場合
	非常体制第2配備(全庁体制)	・水害が発生しやすい地域に加え、他の地域に被害が拡大し、避難指示等の対応が必要な場合(8.13集中豪雨又は令和元年東日本台風並の状況) ・水位観測所※において堤防天端に水位が到達するおそれがある場合

※水位観測所・・・小ヶ谷・菅間水位観測所(入間川)、八幡橋水位観測所(小畔川)、入西・高坂橋・天神橋水位観測所(越辺川)、野本水位観測所(都幾川)若しくは坂戸水位観測所(高麗川)(以下同じ。また、各水位観測所には、それぞれの受け持ち区間がある。)

(2) 水防団の非常配備

①水防団の管轄地域等

分団名	車庫・詰所	管轄	車庫詰所
団本部	本部	坂戸市全域	鎌倉町16-16
	多機能部隊		
	機能別団員		
三芳野分団	第1	紺屋、中小坂、東坂戸一・二丁目、横沼、小沼、青木	紺屋435-4
	第2		小沼838-2
勝呂分団	第1	石井、島田、赤尾、塚越、戸宮、栄、千代田五丁目	石井1877-4
	第2		塚越1255-2
坂戸分団	第1	日の出町、本町、千代田一～四丁目、八幡一・二丁目、南町、緑町、関間一～四丁目、山田町、元町、仲町、泉町、泉町二・三丁目、栗生田、伊豆の山町、溝端町、薬師町、清水町、浅羽、浅羽野一～三丁目、花影町、三光町、中富町、片柳、片柳新田、上吉田、末広町、芦山町、柳町、鎌倉町、大字坂戸	薬師町3646-5
	第2		片柳1830-1
	第3		浅羽野2-2-3
入西分団	第1	新堀、中里、塚崎、北大塚、北峰、堀込、につさい花みず木一～八丁目、西インター一・二丁目、小山、善能寺、竹之内、長岡、北浅羽、今西、金田、沢木、東和田、新ヶ谷、戸口	新堀265-3
	第2		戸口471-1
大家分団	第1	森戸、四日市場、多和目、西坂戸一～五丁目、けやき台、萱方、厚川、欠ノ上、成願寺、鶴舞一～四丁目	森戸612-19
	第2		厚川135-1
女性分団	—	坂戸市全域	鎌倉町16-16

②水防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。なお、各配備区分における配備基準については、市の非常配備（22ページ）を参照する。

市の配備体制	水防団配備区分	配備体制
情報収集体制 準警戒体制	待 機	自主的に気象情報の把握に努めるとともに、連絡体制の確保等、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
警戒体制第1配備	準備1	水防団長は、団員を所定の詰所に集合させ、団員に資機材及び器具の整備点検をさせるとともに、担当区域内の水防上重要な工作物、堤防等の箇所を地図等で確認する。
警戒体制第2配備	準備2	水防団長は、水防団の指導部長以上の団員を消防本部に詰めさせ、その後の情勢を把握させることに努め、また、分団長以下の団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
非常体制第1配備	出 動	管轄地域内における河川及び重要水防箇所の巡視を行うとともに必要に応じて、地域住民への避難準備等を広報する。
非常体制第2配備	警 戒	管轄地域内における河川及び重要水防箇所の監視及び警戒をさらに厳重にし、必要に応じて、水防工法や避難誘導にあたる。
—	解 除	水防管理者が解除の指令をしたとき。

9.2 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者又は水防団長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第 11 章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者は、準警戒体制に移行したときは、資料 3－2 及び資料 3－3 に定める重要水防箇所（第 3 章参照）を中心として巡視するものとする。なお、埼玉県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にするものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見した場合は、直ちに国土交通省荒川上流河川事務所及び飯能県土整備事務所に状況を報告するとともに、水防作業を開始する措置を講じるものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、9.7 に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

- ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- ②堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

9.3 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大

別してそれに適する工法の説明は、資料9のとおりである。

その際、水防活動に従事する者は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間を考慮して、水防活動に従事する者が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

9.4 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防管理者等、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

本市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

9.5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防管理者等、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

9.6 避難のための立退き

①洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、西入間警察署長にその旨を通知するものとする。

②水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を飯能県土整備事務所に速やかに報告するものとする。

9.7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者等、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに国土交通省荒川上流河川事務所、飯能県土整備事務所及び近隣市町村に通報する

ものとする。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難情報の発令に資する事象として情報提供するものとする。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者等、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

9.8 水防配備の解除

(1) 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、飯能県土整備事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 水防団及び消防機関の非常配備の解除

水防団及び消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第10章 協力及び応援

10.1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者関東地方整備局長及び埼玉県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定等に係る援助を行う。

<河川管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

<河川管理者の援助が必要な事項>

- (1) 水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- (2) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (3) 市町村長に対して、過去の浸水情報の提供や、市町村長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- (4) 水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

10.2 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

<下水道管理者の協力が必要な事項>

- (1) 水防管理団体に対して、下水道に関する情報（ポンプ場の水位、下水道管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫想定地点ごとの氾濫水到達区域の事前提示

- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

10.3 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防管理団体は、水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は、水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項に基づき、水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援するほか、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、つとめて併用の便を図るものとする。

10.4 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、西入間警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。

その方法等については、あらかじめ西入間警察署長と協議しておくものとする。

10.5 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ①災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ②派遣を希望する期間
- ③派遣を希望する区域及び活動内容
- ④派遣部隊が展開できる場所
- ⑤派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

10.6 国（河川事務所、地方气象台等）との連携

(1) 水防連絡会

市は、県や国土交通省荒川上流河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水

防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

(2) ホットライン

市は、河川の水位状況や気象状況について、国土交通省荒川上流河川事務所や気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

10.7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第 1 1 章 費用負担と公用負担

11.1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第 41 条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

(1) 法第 23 条の規定による応援のための費用

(2) 法第 42 条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

11.2 公用負担

(1) 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

①必要な土地の一時使用

②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

③車両その他の運搬用機器の使用

④排水用機器の使用

⑤工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた民間事業者等は上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

(例)

公用負担権限委任証	
民間業者等の長 氏 名	
上記のものに したことを証明する。	区域における水防法第 28 条第 2 項の権限を委任
年 月 日	
	水防管理者 氏 名

(3) 公用負担命令書

公用負担を命ずる権限を行使する者は、以下の公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

(例)

公用負担命令書									
第	号	種 類		員 数					
		使 用	収 用	処 分					
		年	月	日					
					水防管理者		氏	名	
					事務取扱者		氏	名	
					殿				

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第 12 章 水防報告等

12.1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は、次の記録を作成し、保管するものとする。

- ①天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ②水防活動をした河川名及びその箇所
- ③警戒出動及び解散命令の時刻
- ④水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤水防作業の状況
- ⑥堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨応援の状況
- ⑩居住者出勤の状況
- ⑪警察関係の援助の状況
- ⑫現場指導の官公署氏名
- ⑬立退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑭水防関係者の死傷
- ⑮殊勲者及びその功績
- ⑯殊勲水防団とその功績
- ⑰今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

12.2 水防報告

水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を資料 12－1、12－2 に示す様式により、水防活動実施後、飯能県土整備事務所を経由するなどして水防本部長に報告するとともに、水防本部長は当該水防管理者からの報告について国（関東地方整備局）に報告するものとする。

第13章 水防訓練

市は、毎年出水期前に、水防団、消防機関及び水防協力団体その他の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

実 施 日	実 施 場 所	参加人数	訓 練 内 容
令和7年6月1日	坂戸市民プール (坂戸市石井1550)	約60人	水のう設置、土のう作製